

エントラスト電子証明書発行サービス加入契約書

注意書—注意してお読みください：本エントラスト証明書発行サービス加入契約約（「本契約」）は、加入者およびエントラスト間の法的な契約です。次に進む前に、本契約およびCPSをよくお読みください。本契約およびCPSは、随時変更され、本契約の一部をなし、本契約およびCPSは、お客様が本証明書発行サービスを使用するために限定された権利を取得する条件をすべて含むものです。

下記の「同意」のアイコンをクリックされた方または本証明書発行サービスの申込書を提出した方は、(i) 加入者を本契約（CPSを含みます）の条件に拘束する法的権限を有すること、および、(ii)加入者が本契約の条件によって法的に拘束されることを表明し保証するものとします。お客様が本契約の条件に同意しない場合、下記の「不同意」のアイコンをクリックし、申込手続を中止してください。

1. **定義**： 本契約およびCPS内に定義される大文字表記の用語の他に、下記の大文字表記の単語は、以下に定める意味を有するものとします。

「**本開始日**」とは、以下のうちいずれか早い日をいいます：(i) お客様がエントラストからマネージメントサービスを購入した場合にはエントラストがお客様に本証明書発行サービスを利用可能にした日、または、(ii) お客様がエントラストからマネージメントサービスを購入していない場合にはお客様が一通もしくは複数の本証明書の発行を受けたとき。

「**代理人**」とは、(1) EV SSL証明書の場合には、CPSに定義された以下の個人をいいます。すなわち、(i)本証明書依頼者、(ii)本証明書承認者、(iii)申込代表者、(iv)確認担当者、(v)弁護士、資格を有する監査人、(vi)登録代理人、および(vii)契約書署名者、ならびに(2)エントラストSSLウェブサーバー証明書およびプライベートSSL証明書の場合には、CPSに記載の技術に関するお客様の連絡担当者です。いずれの場合においても、代理人には、お客様またはお客様の関連会社にホスティングサービスを提供する第三者（「ウェブ提供者」）を含みます。お客様またはお客様の関連会社が初めに任命し代理人は、別紙Aに列挙された人で

すが、このリストは、エントラストが設定した手段を使用して随時修正されるものとなります。

「アプリケーションソフト販売業者」または「ASV」とは、証明書を表示しまたは使用するインターネット・ブラウザ・ソフトウェアその他のソフトの開発者（KDE, Microsoft, Mozilla Corporation, Nokia Corporation, Opera Software ASA, and Red Hat, Inc.を含みます）をいいます。

「本証明書」とは、デジタル文書であって、少なくとも、(a)証明書を発行する認証局を特定し、(b)加入者の名称を記載しまたはその他加入者を特定し、(c) 一対の鍵の公開鍵を含み、(d)機能する期間を特定し、かつ(e)通し番号を含んで認証局がデジタル署名したものをいいます。本契約においては、お客様が購入した本証明書発行サービスに基づいてエントラストがお客様に発行できる本証明書の種類にはさまざまなものがあります。

「本証明書受益者」とは、アプリケーションソフト販売業者が頒布するソフトウェアにルート証明書を付すためにエントラストが契約を締結した相手方であるすべてのアプリケーションソフト販売業者、および本証明書が有効である期間中に実際に本証明書に依拠するすべての依拠当事者を総称します。

「本証明書発行サービス」とは、お客様またはお客様の関連会社に対する一通または複数の本証明書の発行または取消に関して、お客様が（お客様本人用または場合によってはお客様の関連会社用に）購入した特定のサービスをいいます。お客様がエントラストからマネージメントサービスを追加で購入した場合、本証明書発行サービスには当該マネージメントサービスをも含むものとなります。また、本証明書発行サービスには、エントラストグループのメンバーがお客様に（および場合によってはお客様の関連会社に）発行し、本契約に基づいて使用することをライセンスした本証明書が含まれるものとなります。エントラストは、本加入期間中、その裁量にて本証明書発行サービスを変更する権利を留保します。

「本証明書の種類」とは、本証明書発行サービスの一部としてお客様に発行される本証明書の種類をいいます。これらには、EVマルチドメイン証明書（「EV SSL証明書」）、WAPサーバー証明書（「エントラストWAPサーバー証明書」）、エントラストSSLウェブサーバー証明書（「標準証明書」）、アドバンテージSSLウェブサーバー証明書（「アドバンテージ証明書」）、ユニファイド・コミュニ

ニケーション・マルチドメイン証明書（「UC証明書」）、コードサイニング証明書（「コードサイニング証明書」）、プライベートSSL証明書（「プライベートSSL証明書」）、セキュア電子メール・パーソナル証明書およびセキュア電子メール・エンタプライズ証明書を含みます（標準証明書、アドバンテージ証明書、UC証明書およびプライベートSSL証明書を総称して「エントラスTSSLウェブサーバー証明書」といいます。また、セキュア電子メール・パーソナル証明書およびセキュア電子メール・エンタプライズ証明書を総称して「クライアント証明書」といいます）。本契約にはアドビCDS用のエントラスT証明書に利用可能なマネージメントサービスについて記載がありますが、アドビCDS用の証明書は本契約に基づいて頒布されるものではなく、アドビCDS用エントラスT証明書加入契約書に基づいて利用可能です。

「クライアント証明書契約」とは、<http://www.entrust.net/cps>にて入手できるクライアント証明書契約の最新版をいいます。

「契約書署名者」とは、加入者に代わってまた加入者の授権に基づいて本契約に同意した個人をいいます。

「CPS」とは、本契約およびお客様に発行される本証明書と一体をなす最新の証明実施規程をいい、CPSの条件に従って随時変更されうるものとします。本証明書発行サービスに関連してお客様に発行された特定の本証明書に適用されるCPSは、証明書の種類によって異なり、インターネットの<http://www.entrust.net/cps>にてまたはエントラスTに連絡をとって入手することができます。たとえば、EV SSL証明書の使用については「証明実施規程－EV SSL証明」という表題の資料の最新版が適用され、エントラスT WAPサーバー証明書の使用については「証明実施規程－WAP証明WAP」という表題の資料の最新版が適用され、またエントラスT SSLウェブサーバー証明書の使用については「証明実施規程」という表題の資料の最新版が適用されます。

「本件企業」とは、お客様、お客様の代理人およびお客様の関連会社をいいます。

「エントラスT」とは、お客様が米国在住者である場合には、Entrust, Inc.をいい、その他の場合には、Entrust Limitedをいいます。「エントラスTグループ」とは、Entrust, Inc.、その子会社、そのライセンサー（なおマイクロソフトを含みます）、

その再販売業者、そのサプライヤー、ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および独立請負業者をいいます。

「EVガイドライン」とは、インターネットの<http://www.cabforum.org/>に掲載されるEV証明書の“認証局／ブラウザー・フォーラム・ガイドライン”の最新版をいいます。

「政府機関」とは、国外または国内における国、県、州、地域または地方の政府機関、準政府機関、裁判所、政府組織、政府委員会、政府の審議会・部局もしくは外局、規制・行政もしくはその他の機関、または以上の政治的もしくはその他の分権体・省もしくは支局をいいます。

「マネージメントサービス」とは、エントラストが本証明書発行サービスの一部としてお客様に提供するセルフサービス式管理ツールであって、エントラストがお客様に利用可能にする一通もしくは複数の本証明書の発行、取消および有効期限をお客様が管理できるように設計されたものをいいます。マネージメントサービスは、書面記載のとおり、証明書プーリングモデル（「プーリング」）およびノンプーリングモデル（「ノンプーリング」）の2通りの配置・使用モデルが利用可能です。

「許可されたグループ」とは、(i)エントラストSSLウェブサーバー証明書、プライベートSSL証明書およびエントラスト・コードサイン証明書の場合には、お客様およびお客様の関連会社を、また、(ii)クライアント証明書の場合には、お客様の従業員、または本件企業関連事業のためにお客様が電子メールアドレスを与えた本件企業の関連事業を行う第三者をいいます。

「人」には、個人、会社、企業、信託、組合、有限責任会社、社団、ジョイントベンチャー、政府機関、公社またはその他法人もしくは営利団体を含みます。

「再販売業者」とは、エントラストからお客様への本証明書発行サービスを再販する許諾を与えられた法人をいいます。

「マイクロソフト」とは、One Microsoft Way, Redmond, Washington 98052-6399に主たる事業所を有するワシントン州法人のマイクロソフト株式会社をいいます。

「**依拠当事者**」とは、有効な本証明書に依拠する個人または団体をいいます。なお、ASVによって頒布されたソフトウェアが本証明書に関する情報を表示するにとどまる場合には、当該ASVは「依拠当事者」ではありません。

「**加入者**」とは、許可されたグループ中の人であって、本契約に基づいて本証明書を発行された人をいいます。

「**加入料**」とは、お客様が本証明書発行サービス、マネージメントサービスおよびECSサポートサービスを使用するために支払うべきものとして、エントラストが設定し、かつ、エントラストが随時エントラストのインターネットのウェブサイトに掲載しおよび／またはマネージメントサービスに含まれる文書に記載し、またはエントラストがお客様に発行した見積書に記載し、またはお客様がエントラスト（またはエントラストによって授権された再販売業者）に発行しエントラストが承諾した発注書に記載する料金をいいます。上記に関わらず、お客様が再販業者から本証明書発行サービスを購入した場合、加入料は、当該再販業者が当該再販業者とエントラストとの間の契約書に従って当該加入料の所定の一部をエントラストに支払うことを条件として、お客様と当該再販業者の間で合意した料金とします。

「**本加入期間**」とは、お客様が本証明書発行サービスを購入するために加入した期間であって、本開始日に始まります。お客様が(i)マネージメントサービスを含まない本証明書発行サービスを購入した場合、本加入期間は、所定の本証明書の有効期間であり、(ii)「プーリング」マネージメントサービスを含む本証明書発行サービスを購入した場合、本証明書発行サービスの一部としてお客様に発行された本証明書に当該期間を越えて延長された有効期間があるかどうかにかかわらず、本加入期間は、マネージメントサービスを使用するために権利を購入した期間中であり、または(iii)「ノンプーリング」マネージメントサービスを含む本証明書発行サービスを購入した場合、すべての本証明書が本開始日から一年以内に発行されることを条件として、本加入期間は、かかるマネージメントサービスに基づいて発行された所定の本証明書の有効期間です。いずれの場合においても、本加入期間は、本契約第7条に従って短縮されることがあります。

「**お客様**」または「**お客様の**」とは、本証明書発行サービスを受けるために本契約を締結した人をいいます。

「**お客様の関連会社**」とは、お客様が支配する子会社をいい、お客様が当該子会社に本契約を遵守させるものとします。ここでは、加入者が取締役会で50%以上の議決権または会社もしくは企業を支配するその他の手段を有する場合には、加入者は子会社を支配しています。

「**有効**」とは、期間が満了しておらずかつ取り消されていない本証明書をいいます。

2. サービスおよびライセンス

(a) 本証明書の発行： お客様から本証明書発行サービスの申込を受領した場合、エントラストまたはエントラストを代行するサブコントラクターは、本件企業が提出した情報について(CPSに記載するとおり)限定的な確認を行います。確認の終了後、エントラストは、CPSに規定するとおり、お客様または(場合によっては)お客様の関連会社に(お客様が支払った加入料の額に応じて)一通もしくは複数の本証明書を発行します。エントラストは、お客様または(場合によっては)お客様の関連会社に本証明書を発行した場合、当該本証明書を情報検索のために利用可能にします。

(b) ライセンスの付与： エントラストは、本契約の条件に従って、本件企業に対して、本証明書発行サービスを使用する非独占的かつ譲渡不可能なライセンスを与えます。ただし、本件企業は、本件企業の関連事業に関する通信の確保のためにのみ、本契約およびCPSに従って本証明書発行サービス(すべての本証明書を含みます)を使用することができます。本証明書発行サービスがマネージメントサービスを含む場合、本件企業は、エントラストがお客様またはお客様の関連会社に発行する本証明書を管理することを目的として、本契約およびCPSに従ってのみマネージメントサービスを使用することができます。すべてのマネージメントサービスは、マネージメントサービスの一部としてお客様に提供した書類に従って、使用しなければなりません。エントラストが本証明書発行サービスの一環としてコンピュータソフトウェアを本件企業にダウンロード可能にした場合、かかるソフトウェアは、当該ソフトに組み込まれたまたは添付されたライセンス契約の条件に基づいて本件企業にライセンスされます。本件企業は、本契約およびCPSに特定される権利を除き、明示的か黙示的を問わず、本証明書発行サービスに対していかなる権利も取得しません。本件企業は、本契約およびCPSに規定される場合を除いて、本証明書発行サービスの一部分と

いえども、これを提供し、タイムシェアし、賃貸し、貸与し、ライセンスし、サブライセンスし、譲渡し、頒布し、またはその他移転してはなりません。本件企業に本証明書発行サービスへのアクセスを提供することを可能にする一つまたはそれ以上の方法（「ライセンスストリング」）が本件企業に提供される場合、本件企業は、本証明書発行サービスを使用する目的にのみライセンスストリングを使用することができ、ライセンスストリングを複製または改変することはできません。本証明書発行サービスの要素の全部または一部分について許された各コピーには、著作権表示、制限的権利記号、保有表示およびこれに類するものを、エントラストが本件企業に交付し当該コピーに表示されているとおりに、付さなければなりません。お客様は、お客様がエントラストまたはその再販業者から購入した本証明書の数のみを配布することができます。本証明書発行サービスならびにそのすべての改変物、改良物および二次的著作物は、すべての権利、権限および利益（ならびにすべての知的財産権）とともに、エントラストおよび／またはその第三者ライセンサーの単独かつ排他的な財産として留保されるものとします。本件企業は、本契約およびCPSに定めのない限り、本証明書発行サービスのコピーを複製し、変更し、翻案しまたは合体させてはなりません。契約上の制限にもかかわらず法律がかかる制限を明示的に禁止する場合を除いて、本件企業は、本証明書発行サービスを翻訳し、リーバスエンジニアリングし、逆コンパイルしまたは逆アセンブルしてはなりません。本件企業は、輸入、輸出、ライセンスおよびデータ保護に関する法律を含むすべての適用法（かかる適用法は本件企業が本証明書発行サービスを輸出、輸入または使用する権利または本証明書に個人情報を含める権利のほか、本契約に基づいて規定される行為に適用があるので）を遵守しなければなりません。本件企業は、(a)本加入期間が満了した場合、または(b)本件企業がCPSを含む本契約に違反した場合には、本証明書発行サービスの使用をただちに中止するものとします。

(c) ライフサイクル・モニタリング・サービス： エントラストは、お客様にライフサイクル・モニタリング・サービス（「LMS」）を提供します。LMSは、お客様の本証明書の期間満了によってお客様のサービスが混乱する機会を軽減することを目的に設計されています。エントラストは、お客様が本証明書発行サービスの申込と共にエントラストに提供した情報に記載された技術担当者（「通知受領者」といいます）に電子メールを送信するよう商業的に合理的な努力をします。当該電子メールは、通知受領者に対して、お客様の本証明書がまもなく期間満了する旨を通知します。通常、当該電子メールの通知は、お客様の本証明書が期間満了する約30日前および15日前に送信されます。通知受領

者に変更があった場合には、お客様は、少なくともお客様の本証明書が満了する60日前に通知受領者の最新の連絡先情報をエントラストに提供することによって、LMSの電子メール通知を受領することができます。お客様は、通知受領者に変更があり、上記の期間内にかかる変更をエントラストに伝えていない場合には、LMSを受ける権利を失います。

(d) ECSサポートサービス： お客様がマネージメントサービスを購入した場合、お客様は、下記のECSサポートサービスを受けることができます。「ECSサポートサービス」とは、(i)お客様またはお客様の関連会社に対する一通もしくは複数の本証明書の発行および取消、(ii)本証明書発行サービス、および(iii)お客様が選択し（場合によっては）支払いを行ったサービスプランに従ってエントラストが提供するマネージメントサービス、に関する保守、サポートおよび確認のサービスをいいます。ECSサポートサービスは、(i)シルバーサポートプラン（「シルバーサポート」）、および(ii)プラチナサポートプラン（「プラチナサポート」）で受けることができます。ECSサポートサービスは、インターネット（www.entrust.net/cps）で入手可能なECSサポートサービス契約書の条件に従って本加入期間の期間中エントラストによって提供されます。エントラストは、本加入期間中、ECSサポートサービスを独自の裁量にて修正する権利を留保します。

お客様がマネージメントサービスに加入した場合、お客様が加入したマネージメントサービスの一部としてシルバーサポートサービスが追加料金なしで提供されます。

お客様がマネージメントサービスに加入した場合、お客様は、所定の加入料の支払いを条件として、ECSサポートサービスをプラチナサポートプランにアップグレードすることを選択できます。プラチナサポートプランの加入料は、すべての本証明書に対して支払われ、マネージメントサービスのアカウントに支払われるか、本加入期間中に追加して支払われなければなりません。

3. 費用

お客様は、お客様に発行された本証明書発行サービスのすべてについて所定の加入料および付加税を支払うものとします。支払いは、本証明書発行サービスに対するエントラストの請求書を受領した日から30日以内に行うものとします。

ただし、お客様が本証明書発行サービスを再販売業者から購入した場合には、支払条件は、お客様と当該再販売業者の間で設定した支払条件とします。お客様がお客様に提供された本証明書発行サービスに対して所定の料金を支払わない場合（またはお客様が本証明書発行サービスを再販売業者から購入し、かかる再販売業者がエントラストとの契約に従って本証明書発行サービスに対する所定の料金を支払わない場合）には、本件企業は、本証明書発行サービス（本証明書を含む）を利用することができません。また、この場合、エントラストは、お客様が本証明書発行サービスの追加を求める申し込みの申請を拒否し、かつすべての本証明書を取り消すことができます。本契約に基づいてエントラストに支払うべき金額は、請求書を発行するエントラストグループのメンバーに支払われなければなりません。

4. 表明、証明および追加的義務

お客様は、エントラストおよびすべての本証明書受益者に対して、加入者として（お客様の関連会社が本証明書の発行を受けまたはその他本契約に基づいて購入したマネージメントサービスに関連して本証明書発行サービスを受けた場合には）お客様の関連会社を本契約およびCPSに拘束させる権限を有することを表明し保証します。また、お客様は、エントラストおよびすべての本証明書受益者に対して、以下を表明し保証します：

(i)コードサイニング証明書の場合には、お客様はユーザーの許諾なくダウンロードされたスパイウェアその他の悪質なソフト（マルウェア）を含む有害なコードにデジタル署名するために、本証明書を使用しないこと；

(ii)本証明書発行サービスに関連して加入者が提供したすべての情報およびすべての表明が完全かつ正確であること（また、加入者は、完全性および正確性を維持するために必要なときは随時かかる情報および表明をただちに更新しなければなりません）；

(iii)本証明書発行サービスの申込みに関連してエントラストに提出された公開鍵に対応する秘密鍵が適切な秘密鍵暗号化技術を使用して作成され、また常に当該秘密鍵（および付帯するアクセス情報または装置—例えばパスワードまたはトークン）に対する単独の管理を維持し、これを秘密に保持し、かつこれを

適切に保護するために必要なすべての手段を取っていること；

(iv)本証明書発行サービスの申込に関連してエントラストまたは独立した第三者登録局に提供した情報がいかなる国においてもいかなる人、団体または組織の保有する知的財産権その他の権利を侵害し、不正利用し、希釈し、不正競争し、またはその他違反しないこと；

(v)お客様が各本証明書のデータが正確であることを審査し確認するまで当該本証明書をインストールまたは使用しないこと；

(vi)エントラストSSL証明書およびプライベート証明書の場合には、本証明書に記載されるドメイン名でアクセス可能なサーバーにのみ当該本証明書をインストールすること；

(vii)本証明書を、すべての適用法を遵守して、授権された会社事業のために、かつ、本契約およびCPSに従って、のみ使用すること；

(viii)本証明書発行サービスの申込に含まれる情報に変更を生じた場合またはなんらかの状況の変化によって本証明書に含まれる情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合には、エントラストにただちに通知すること；

(ix) (1)加入者の本証明書に含まれる情報に変更を生じ、不正確となり、またはなんらかの状況の変化によって本証明書に含まれる情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合、または(2)本証明書の公開鍵に付帯する秘密鍵について不正使用もしくはセキュリティ危機が実際に生じもしくはその疑いがある場合には、本証明書およびこれに付帯する秘密鍵の使用をただちに中止し、加入者はエントラストにただちに通知して本証明書発行サービスの取り消しを求めること；

(x) 本証明書が期間満了した場合または取り消された場合には、(1)本証明書および(2)当該本証明書発行サービスの公開鍵に付帯する秘密鍵のすべての使用を中止し、また本証明書をインストールする装置および／またはソフトウェアから当該本証明書を削除すること；

(xi)本証明書発行サービスを危険または違法な行為（不法行為を含みます）に使用しないこと；

(xii)お客様の代理人は、お客様のために本契約を履行することについて適法に授權されかつその資格を有していること、また、かかる代理人は、本契約、適用のあるCPS、および、EV SSL証明書の場合には、EVガイドラインの要件を満たすこと；

(xii)本証明書に名前を記載された者が加入者に該当し、加入者が本証明書の中にその情報を含むことを許諾していること；および

(xiv)お客様は、本証明書に記載されたドメイン名または電子メールアドレスを使用する独占的権利を有すること。

お客様は、以下に明示的に同意します：

a)本契約に基づいて本証明書発行サービスを受けるお客様の関連会社および代理人に、本契約、適用のあるCPS、およびEV SSL証明書の場合にはEVガイドラインを遵守させること；

b)本証明書発行サービスに含まれる公開鍵暗号および本証明書の使用について理解し、必要に応じて適切な教育を受けること；

c)エントラストまたは独立した第三者登録局との連絡において、誤り、不実表示または省略のない正確な情報を提供すること；

d)本証明書または加入者の本証明書発行サービスの申込に関連して使用するために、新規、安全かつ暗号化に適切な一対の鍵（公開鍵と秘密鍵）を創り出すこと；

e)CPSの条件を読みこれに同意すること；

f)本証明書の内容を修正しないこと；

g)本証明書をCPSの条件および適用法に従って適法かつ授權された目的にのみ使用すること；

h)本証明書に対象者として記載された組織のためにのみ当該本証明書を使用すること；

i)秘密鍵を秘密に保持しかつ適切に保護すること；

j)加入者の本証明書発行サービスの申込に含まれる情報に変更を生じた場合またはなんらかの状況の変化によって本証明書に記載する情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合には、合理的に可能な限り速やかに、エントラストに通知すること；

k)本証明書に含まれる情報に変更があった場合またはなんらかの状況の変化によって本証明書に記載する情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合には、合理的に可能な限り速やかに、エントラストに通知すること；

l)本証明書に含まれる情報またはなんらかの状況の変化によって証明書に記載する情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合には、本証明書の使用をただちに中止すること；

m)秘密鍵について不正使用もしくはセキュリティ危機が実際に生じもしくはその疑いがある場合には、その旨をエントラストにただちに通知し、本証明書の取消を求めること；

n)(a)本証明書の期間満了もしくは取消を生じた場合、または(b) 本証明書の公開鍵に対応する秘密鍵について不正使用もしくはセキュリティ危機が実際に生じもしくはその疑いがある場合には、本証明書の使用をただちに中止すること；

o)エントラストの書面による明示的な許可がない限り、本証明書をワールド・ワイド・ウェブにのみインストールし、当該サーバーに関連してのみ本証明書を使用すること；

p)本証明書の公開鍵に対応する秘密鍵を、他の本証明書に署名するために使用しないこと；および

q)本証明書が提供する安全性および信頼性の度合を踏まえた上で、当該状況において当該本証明書を使用するのが適切かどうかを適切に判断すること。

本証明書発行サービスおよび関連情報は、輸出、輸入および／または使用の規制対象になることがあります。お客様は、核兵器、化学兵器または生物兵器の

拡散に関するすべての法律または規則、その他本証明書発行サービスまたは関連情報を輸出し、輸入しおよび／または使用するお客様の権利に適用されるすべての法律および規則を遵守するものとします。お客様は、本証明書発行サービスまたは関連情報の輸出、輸入および／または使用に必要なすべての免許および許可を取得する責任を負うものとします。本証明書発行サービスの処理においてまたはそれに関連して使用される一定の暗号化技術、ソフトウェア、ハードウェアおよびファームウェア（「本件技術」）は、輸出、輸入および／または使用の規制対象になることがあります。お客様は、本件技術または関連情報を輸出し、輸入しまたは使用する加入者の権利に適用されるすべての法律または規則を遵守するものとします。お客様は、本件技術または関連情報の輸出、輸入および／または使用に必要なすべての免許および許可を取得する責任を負うものとします。疑義を避けるために記載しますが、(1)エントラストは、事前資格情報が変更され不正確もしくは誤解を生ずるものであると後に明らかとなった場合にはかかる事前資格情報を含む本証明書を発行する義務を負いません。また、(2)お客様は、本証明書の請求を送付することによって、事前資格情報に変更を生じておらず、かつ不正確または誤解を生ずるものではないことを表明し保証します。また、(3)エントラストは、(i)お客様の送付した事前資格情報が変更され不正確もしくは誤解を生ずるものであると後に明らかとなった場合、(ii)お客様が取消を請求した場合、(iii)本契約が期間満了もしくは終了した場合、または(iv)CPSに記載するいずれかの取消事由がある場合には、お客様に発行した本証明書を取り消すことができます。また、(5)お客様は、お客様に発行された本証明書もしくはお客様が提出した本証明書のマネージメントサービスの申込に含まれる情報に変更を生じた場合またはなんらかの状況の変化によって本証明書もしくは本証明書のマネージメントサービスの申込に記載された情報が不正確もしくは誤解を生ずる場合には、エントラストにただちに通知しなければなりません。また、(6)お客様は、事前資格情報に変更を生じ、またはなんらかの状況の変化によって事前資格情報が不正確もしくは誤解を生ずる場合には、エントラストにただちに通知しなければなりません。

お客様は、本証明書発行サービス（およびこれに含まれまたはこれとともに提供された情報）にはエントラストの秘密情報が含まれていることを確認するものとします。お客様は、エントラストの秘密情報から得た情報を使用して、本証明書発行サービスを翻訳し、リバースエンジニアリングし、逆コンパイルし、逆アセンブルしまたは競合する本証明書発行サービスを開発しないものとします。お客様は、エントラストの秘密情報を秘密に保持し、また、本契約に従ってかつ本契約の目的にのみ使用し、開示しまた複製するものとします。お

お客様は、エントラストの秘密情報を知る必要のあるお客様の従業員および本件企業の従業員にのみ開示するものとします。お客様は、エントラストの秘密情報の無断使用または無断開示を防ぐために、お客様自身の同質の秘密情報を保護するために使用するのと同等の注意を、しかし少なくとも合理的な注意を、払うものとします。

お客様は、以下のエントラストの秘密情報またはその一部に関して、本契約に定める開示および使用を制限する義務に拘束されません。すなわち、

(i) 秘密保持義務を負うことなく、開示した時点でお客様がすでに知っていた情報、(ii)開示した時点ですでに適法に公知公用となっていた情報もしくは本契約に違反することなく公知公用となった情報、(iii)、第三者が秘密情報に関する守秘義務に違反することなく開示した当該情報、または(iv)お客様が独自に開発した情報。

お客様が法的、司法的もしくは行政的な手続に従ってまたはその他法律によってエントラストの秘密情報を開示することを強制される場合には、お客様は、当該秘密情報について秘密保持を求めよう合理的努力を行い、かつエントラストが保護命令その他の裁判所命令を求められるようエントラストに事前通知を行うものとします。

クライアント証明書は、許可されたグループ内の第三者に発行および頒布されます。ただし、かかる発行および頒布は、クライアント証明書契約に基づいて行われるものとし、また(i)各クライアント証明書に含まれる情報が正確であることをお客様が独自に確認し、(ii)クライアント証明書を発行された個人が当該クライアント証明書に組み込まれたすべてのデータを含むことに同意し、(iii)お客様がクライアント証明書について所定のライセンス料を支払い、かつ(iv)当該クライアント証明書が本件企業の関連事業にのみ使用される場合に限りま

5. 保証の放棄

本契約およびCPSに規定する明確な表明、保証および条件がある場合を除いて、本証明書発行サービスおよび本証明書に関するいかなるサービスも、現状有姿の状態で提供されます。エントラストグループも、エントラスト認証局に基づいて運用される独立第三者登録局も、または再販売業者、共同販売業者またはこれらの下請業者、販売代理店、代理人、販売店、従業員もしくは取締役も、

いかなる表明も行わず、また、明示であるか、黙示であるか、法定であるか、商習慣であるかもしくはその他であるかを問わず、いかなる保証もしくは契約条件を与えるものでもありません。エントラストグループも、エントラスト認証局に基づいて運用される独立第三者登録局も、または再販売業者、共同販売業者またはこれらの下請業者、販売代理店、代理人、販売店、従業員もしくは取締役も、商品性、非侵害、権利保有、満足的品質、または特定目的適合性について、いかなる表明、保証および契約条件を行いません。本契約およびCPSに含まれる明確な表明、保証および条件を除いて、本証明書発行サービスまたは本証明書発行サービスもしくはデジタル署名認証に関して提供するサービスの利用に対する一切のリスクは、お客様が単独で負担するものとします。

6. 損害賠償責任の制限

いかなる場合においても、本証明書、本証明書発行サービスまたは本証明書発行サービスに関して提供されるサービスもしくはソフトウェアから発生したまたはこれらに関連して発生（本証明書発行サービスの使用もしくは依拠を含む）する、エントラストグループ、エントラスト認証局に基づいて運用される独立第三者登録局、再販売業者もしくは共同販売業者、またはこれらの下請業者、販売代理店、代理人、販売店、従業員もしくは取締役が加入者、依拠当事者またはその他の人、団体もしくは組織に対して負担する損害賠償責任の累積額は、加入者、依拠当事者または者、企業もしくは組織に対する累積的責任は、(1) 10,000.00米ドルおよび(2) 1,000,000米ドルを上限として、クレームがなされる前の12ヶ月間に本契約に基づいてお客様がエントラストに支払った料金の10倍の額、のいずれかの大きい額（かかるいずれかの大きい額を「累積的損害賠償上限額」という）を越えないものとします。上記の制限は、契約（契約の基礎に対する違反を含みます）、不法行為（過失責任を含みます）、法律またはその他の責任理論に基づくかを問わず、直接的、間接的、特別的、制定法上、懲罰的、派生的、信賴的または付随的な損害賠償を含む損害賠償責任に適用されるものとします。

いかなる場合においても、エントラストグループ、エントラスト認証局に基づいて運用される独立第三者登録局、再販売業者もしくは共同販売業者、またはこれらの下請業者、販売代理店、代理人、販売店、従業員もしくは取締役は、契約（契約の基礎に対する違反を含みます）、不法行為（過失責任を含みます）、法律またはその他の責任理論に基づくかを問わず、間接的、特別的、制定法上、

懲罰的、派生的、信賴的または付随的な損害（事業損失、事業機会の損失、信用の毀損、利益の逸失、事業の中断、データの損失、貯蓄の損失またはその他類似の金銭的損失による損害を含みます）について責任を負いません。

上記の責任制限は、本契約に記載された限定的救済の本質的目的が失敗した場合であっても、また、エントラストグループ、エントラスト認証局に基づいて運用される独立第三者登録局、再販売業者もしくは共同販売業者、またはこれらの下請業者、販売代理店、代理人、販売店、従業員もしくは取締役が当該損害の可能性について知らされていた場合であっても、適用されるものとします。

いくつかの国においては、派生的または付随的損害に対する損害賠償責任の排除または制限を認めず、前記の責任制限が一定の加入者、依拠当事者または人、企業または組織に適用されないことがあります。表明、保証および条件の放棄ならびに本契約の責任制限規定は、本契約の不可欠の一部を構成します。すべての加入者、依拠当事者ならびに人、企業および組織は、表明、保証および条件の放棄ならびに本契約の責任制限規定がなければ、エントラストが、加入者に本証明書を発行することはないこと、また、エントラストグループも、エントラスト認証局に基づいて運用される独立第三者登録局も、再販売業者もしくは共同販売業者、またはこれらの下請業者、販売代理店、代理人、販売店、従業員もしくは取締役も本証明書発行サービスに関するサービスを提供することはないこと、またこれらの規定は合理的なリスクの配分を定めるものであること、を確認します。

7. 契約期間

本契約は、本加入期間の間、存続しますが、お客様、お客様の関連会社またはお客様の代理人が本契約（なお、CPS、およびEV SSL証明書の場合にはEVガイドラインを含みます）の重要な条件を遵守しなかった場合には本契約は終了します。また、エントラストは、その独自の裁量にて、第三者によるライセンシングまたはエントラストが拘束される他の契約上もしくは法律上の義務を遵守するために、お客様に通知をすることによって本契約を終了することができるものとします。本契約は、本加入期間が満了したときに、また本加入期間が終わる前にすべての証明書を取り消した場合にはエントラストが本契約に基づいて発行した本証明書のすべてを取り消したときに、終了します。お客様は、本加入期間が満了した場合、本証明書発行サービスのすべての使用を中止し、本

契約に基づいて発行された本証明書を、インストールされた装置および／またはソフトウェアから削除しなければなりません。「表明、保証および追加的義務」、「保証の放棄」、「損害賠償責任の制限」、「期間」、「可分性」、「監査権」、「第三者受益者」、「完全合意」と題する各規定および契約終了後も存続すべきと指定されたCPSの規定は、本契約が終了または満了した後も有効に存続します。すべての支払義務は、本契約終了後も存続します。

8. 可分性

本契約、CPSおよびその他の契約の各規定は、可能である場合にはいつでも、適用法に基づいて有効であるように解釈されるものとします。特定の事実または状況に対する本契約のいかなる規定、CPS、その他の契約またはこれらのいかなる部分の適用が仲裁人または管轄裁判所によって無効または執行不能と判断される場合、(i)その他の特定の事実または状況に適用されたときの当該規定の有効性および執行力ならびに本契約、CPSまたはその他の契約におけるその他の規定の有効性は、これによって影響を受けずまた損なわれないものとし、また(ii)かかる規定は、その意図を果たすよう最大限の範囲において執行され、当該規定を有効かつ執行可能とするに必要な範囲でなんらの行為を要することなく修正されるものとします。

さらなる明確化のために、(I) 損害賠償責任の制限、(II) 表明、保証、条件または義務の放棄、または(III) 損害賠償に関する本契約、CPSおよびその他の契約の各規定は、本契約、CPSおよびその他の契約のその他の規定から分離可能なものと明示的に意図されており、またそのように解釈され執行されるものと、明示的に理解され合意されるものとします。

9. 第三者データベースおよびD-U-N-S®番号

限定的確認を行うに当たって、エントラスト（またはエントラストを代行するサブコントラクター（「本件サブコントラクター」））は、お客様の本証明書発行サービスの申込と共に提供された組織の身元、住所およびドメイン名が、Dun & Bradstreet Inc.（「D&B」）データベースを含む第三者データベース（「本件データベース」）に含まれる情報と一致するかを判断することができます。エントラストまたは本件サブコントラクターは、お客様の商号、所在地住所、

郵送先住所、電話番号、業種、事業開始年度、従業員数、CEO、電話番号および事業の存在について確認するための調査を行うことができます。お客様は、お客様のビジネスが本証明書発行サービスの申込に記載される住所に存在すると独自の確認をエントラストまたは本件サブコントラクターが入手できた場合に、お客様にD-U-N-S®番号を付与します。お客様は、本証明書発行サービスおよび/またはD-U-N-S®番号を得るために提出した情報が本件データベースに含まれる可能性があることに同意します。かかる情報には、商号、所在地住所、郵送先住所、電話番号（外部情報）、業種、事業開始年度、従業員数、CEO、電話番号および事業の存在のみが含まれます。お客様は、エントラストまたは本件サブコントラクターが、本件データベースに含まれる上記の情報を、お客様にビジネス商品またはサービスを提供する第三者に対して、ライセンスできることに同意します。

10. エントラスト保証サイトシールの使用

本契約の条件に従って、お客様は、本証明書発行サービスと共に、エントラスト保証サイトシールを使用することができます。ただし、(i)エントラストは、エントラスト保証サイトシールをお客様の本証明書発行サービスと共にまたは関連して交付し、また(ii)下記の「同意」のアイコンをクリックしエントラスト保証サイトシールを使用することによって、お客様は<http://www.entrust.net/cps>に記載されるエントラスト保証サイトシール・ライセンス契約の条件に拘束されることに同意するものとします。

11. 第三者受益者

お客様は、各アプリケーションソフト販売業者およびエントラストグループの各メンバーが明示の第三者受益者であり、本契約およびCPSを本件企業に対して執行することができ、また本契約およびCPSの条件に依拠することができることに明示的に同意します。

12. 監査権

お客様は、(i)本件企業が配布した本証明書のコピーの数、および(ii)かかる本証明書を使用するサーバーの数に関する合理的な記録を保管しなければなりません。エントラストが選任した公認会計士は、一年に一回を限度として、合理的な通知をもって、通常の営業時間中に、お客様が本契約の義務を遵守していることを確認するためにお客様の記録を検査することができるものとします。

13. 完全合意

本契約（CPSを含む）は、本契約の目的事項に関する両当事者間の完全な合意を構成し、当事者間の従前の全ての交信、了解事項、提案その他のやりとりは本契約の条項に取って代わられるものとします。発注書に含まれるまたは付帯する契約条件は、加入申込のあった本証明書発行サービスの特定および数量を除いて、無効です。

別紙A

証明書依頼者：

本証明書承認者：

契約書署名者：

ウェブ提供者：

技術に関する連絡先：